○被害者支援要員運用要綱の制定について

令和５年９月29日

道本務第2410号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

道警察における被害者支援要員の運用については、これまで「被害者支援要員運用要綱の制定について」（令２．３．19道本務第4766号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）が施行されたことを受け、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「被害者支援要員運用要綱」を定め、令和５年10月１日から運用することとしたので、所属職員に周知されたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

被害者支援要員運用要綱

第１　目的

この要綱は、事件・事故発生直後における被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援措置（以下「危機介入」という。）を行う被害者支援要員の指定、運用等の要領を定めることを目的とする。

第２　対象事件

被害者支援要員を運用する対象事件は、次に掲げるとおりとする（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）。

⑴　身体犯

ア　殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）

イ　強盗致死傷罪（刑法第240条）

ウ　強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条）

エ　不同意性交等罪（刑法第177条）

オ　不同意わいせつ罪（刑法第176条）

カ　監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条）

キ　不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）

ク　未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条）

ケ　営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）

コ　身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の２）

サ　所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）

シ　人身売買罪（刑法第226条の２）

ス　逮捕及び監禁罪（刑法第220条）

セ　逮捕等致死傷罪（刑法第221条）

ソ　傷害致死罪（刑法第205条）

タ　傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治１か月以上の重傷害を負ったもの

チ　アの事項からタの事項までに掲げる罪以外の違法な行為で、致死傷を結果とする結果的加重犯に当たるもののうち、致死の結果が生じたもの又は全治１か月以上の重傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

⑵　重大な交通事故事件

ア　ひき逃げ事件

イ　交通死亡事故

ウ　全治３か月以上の重傷害を負った事故

エ　危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条及び第３条）、無免許危険運転致傷罪（同法第６条第１項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第６条第２項）に該当する事件

⑶　その他

⑴又は⑵に掲げるもののほか、警察署又は警察本部高速道路交通警察隊、函館方面本部交通課、旭川方面本部交通課、釧路方面本部十勝機動警察隊若しくは北見方面本部交通課（以下「警察署等」という。）の長（以下「署長等」という。）が必要と認める事件

第３　推進体制

１　警察署等ごとに被害者支援推進責任者（以下「推進責任者」という。）、被害者支援推進担当者（以下「推進担当者」という。）及び被害者支援要員（以下「支援要員」という。）を置く。

２　推進責任者、推進担当者及び支援要員に充てる者及びその任務は、別表のとおりとする。

第４　支援要員の指定

１　署長等は、所属職員の中から支援要員を指定し、被害者支援要員指定（解除）名簿（別記第１号様式。以下「要員名簿」という。）に登載する。

２　署長等は、支援要員を指定したときは、指定した職員にその旨を通知し、要員名簿の写しにより、警務部長（札幌方面以外の方面の署長等は、当該方面本部の警務課長を経由すること。以下同じ。）に報告する。

第５　指定の解除

１　署長等は、支援要員の疾病、負傷、人事異動等の理由により、支援要員の指定を解除するものとし、その経緯を要員名簿により明らかにする。

２　署長等は、支援要員の指定を解除したときは、解除した職員にその旨を通知し、要員名簿の写しにより、警務部長に報告する。

第６　支援要員の運用

１　推進担当者は、対象事件が発生したときは、被害者支援要員運用対象事件発生一覧（別記第２号様式）を作成するとともに、被害者１人につき被害者支援活動管理簿（別記第３号様式。以下「管理簿」という。）１部を作成し、以後、被害者支援活動の都度記録する。

２　推進担当者は、署長等が危機介入を行う必要があると認めたときは、あらかじめ指

定された支援要員の中から危機介入を行うべき被害者等ごとに個別に担当者を選定し、具体的な任務を付与する。

3　執務時間外は、当直責任者が推進担当者を代行し、当直勤務の終了時にそれまで行った危機介入の措置について、管理簿により、推進担当者に引継ぐ。

4　推進担当者は、支援要員の運用状況について、被害者支援活動の都度、管理簿の写しにより、警察本部警務課犯罪被害者支援室（札幌方面以外の方面の警察署等の推進担当者は、当該方面本部の警務課を経由すること。）に報告する。

5　支援要員が被害者等に支援すべき期間は、原則として危機介入に必要な期間（おおむね１週間）とする。ただし、署長等は、対象事件の性質、被害者等の精神的被害の程度等を勘案して、支援すべき期間を延長し、又は打ち切ることができる。

第７　支援要員等の総合運用

1　支援要員の派遣要請

⑴　署長等は、危機介入を行うために他の所属の支援要員の派遣を必要とするときは、被害者支援要員派遣（延長）要請書（別記第４号様式）により、札幌方面の署長等は警察本部長に、その他の方面の署長等は当該方面本部長に派遣を要請する。

⑵　署長等は、急速を要し、警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長等」という。）に支援要員の派遣を要請するいとまがないときは、⑴にかかわらず、直接、他の所属長に口頭で支援要員の派遣を要請できる。この場合、支援要員の派遣を要請した署長等は、事後、速やかに警察本部長等にその旨を報告する。

2　支援要員等の派遣

⑴　支援要員の派遣要請を受けた警察本部長等又は直接派遣の要請を受けた所属長は、直ちに必要な人員を招集し、支援要員又は支援要員として適格性を有する者（以下「支援要員等」という。）を派遣する。

⑵　派遣を命ぜられた支援要員等は、派遣を要請した署長等の指揮を受けて危機介入を行う。

3　派遣の期間

支援要員等の派遣期間は、原則として１週間以内とする。ただし、１週間を超えて派遣を必要とするときは、派遣を要請した署長等からの要請により、警察本部長等がその期間を延長することができる。

第８　留意事項

推進責任者は、犯罪被害者等早期援助団体に対する積極的な情報提供に努めること。

また、支援要員には、危機介入が終了した後も、必要に応じて被害者との定期的な連絡に努めさせること。

別表（第３の２の事項関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">体　　制</th><th colspan="4">警　察　署　等　の　区　分</th><th rowspan="2">任　　務</th></tr>
<tr><th>警　察　署</th><th>警察本部高速道路交通警察隊</th><th>函館方面本部、旭川方面本部及び北見方面本部の交通課</th><th>釧路方面本部十勝機動警察隊</th></tr>
<tr><td>被害者支援推進責任者</td><td>副署長</td><td>副隊長</td><td>次　席</td><td>副隊長</td><td>警察署等における被害者支援に係る総括的な責任を負うとともに、署長等の指揮を受けて次に掲げる任務を行う。
○支援要員の管理・監督
○被害者支援活動に関する指導・教養
○代理受傷の防止・軽減対策
○その他被害者支援活動に必要な事項</td></tr>
<tr><td>被害者支援推進担当者</td><td>警務課長

犯罪被害者支援係長</td><td>管理中隊長

企画・管理係長</td><td colspan="2">高速中隊長</td><td>推進責任者を補佐し、次に掲げる任務を行う。
○対象事件に係る個別の支援要員の選定
○支援要員に対する具体的任務の付与及び運用
○支援要員が実施した被害者支援活動に関する検証及び指導
○その他支援要員の運用に必要な事項</td></tr>
<tr><td>被害者支援要員</td><td colspan="4">警部補以下の階級にある警察官又は同相当職の一般職員

※１　原則として、警察署は総・警務部門及び地域部門を除く捜査を担当する係ごと、警察本部高速道路交通警察隊は小隊ごと、その他の所属は高速中隊の小隊ごとに１名以上を指定

※２　部門を問わず女性警察職員を１名以上を指定</td><td>捜査員と密接な連携を図りながら、次に掲げる危機介入を行う。
○付添い等の措置
・被害者支援の申出
・医師の早期診察が必要な場合の病院の手配･搬送･付添い、医師への説明、証拠資料の採取依頼
・事情聴取・取調べ・実況見分及び検証時の付添い
・証拠資料の押収、還付時等の付添い
・面通し、似顔絵作成時等の付添い
・被害者供述調書の録取等捜査の補助
・被害者等からの相談への対応
・被害者等の自宅等への送迎
○被害者等への説明措置
・捜査員による事情聴取、取調べ、被害者供述調書録取の必要性等に関する説明
・関係機関の紹介及び同機関との連絡･調整
・公判までの手続、法廷内部等「被害者の手引」の補足事項の説明
・カウンセリングの要否の確認
・犯罪被害給付制度、警察による犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度及び公費支出制度等の概要説明
・被害者等への事件概要等の説明
○その他署長等が特に必要と認める措置</td></tr>
</table>

別記第１号様式（第４の１の事項、第５の１の事項関係）

年　　月　　日

所属

被害者支援要員指定（解除）名簿

番号	区　　分	係　　名	階　　級	氏　　名	年齢	性別	初年度指定・解除年月日	備　　考

別記第２号様式（第６の１の事項関係）

所属

被害者支援要員運用対象事件発生一覧

年

管理番号	発 生 日	事　件　名	被害者	運用	備　　考
			00　00　610	被害者支援要員運用関係	１年

注１　管理番号欄は、暦年ごとに一連番号を付し、被害者（支援対象者）が複数の場合は枝番を付すこと。

２　運用欄は、被害者支援要員を運用した場合に〇印を付すこと。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第３号様式（第６の１の事項関係）

（その１）

（表）

年　　月　　日

所属

被害者支援活動管理簿

管理番号	年	－				
事件名						
事件種別	□被害者支援要員運用対象事件 □署長等による指定事件　　理由（　　）					
発生年月日	年　　月　　日					
認知年月日	年　　月　　日					
被害者氏名	（ふりがな）		生年月日	年　　月　　日生 （　　歳） □男　□女		
事案の概要						
	負傷程度					
運用の要否	□運用の必要あり □運用の必要なし　　理由（　　）					
支援対象者	□被害者本人 □保護者（続柄　　氏名　　） □遺　族（続柄　　氏名　　） □その他（関係　　氏名　　）					
支援要員	係名		階級		氏名	
支援内容	月　日	内　　容				

００	００	610	被害者支援要員運用関係	１年

注１　該当する□に✓印を記入すること。
　２　支援に当たっては、裏面の「被害者支援要員を運用する際に検討すべき事項」を参考とすること。
　３　運用継続等により、支援内容欄に不足がある場合は、続紙（その２）を使用すること。
　４　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記第３号様式（第６の１の事項関係）　　（その１）

（裏）

被害者支援要員を運用する際に検討すべき事項
●　付添い等 ○　自己紹介・被害者支援の申出 ○　病院の手配・搬送・付添い ○　医師に対する被害状況、負傷部位等の説明 ○　医師に対する証拠資料の採取及び被害者の要請に基づく性病の検査依頼 ○　事情聴取・実況見分及び検証時等の付添い ○　証拠資料の押収、還付時等の付添い ○　面通し、似顔絵作成時等の付添い ○　被害者供述調書録取等捜査の補助 ○　被害者等からの相談への対応 ○　被害者等の自宅等への送迎 ●　被害者等への説明措置 ○　捜査員による事情聴取、取調べ、被害者供述調書録取の必要性等に関する説明 ○　関係機関の紹介及び同機関との連絡・調整 ○　公判までの手続、法廷内部等「被害者の手引」の補足事項の説明 ○　警察部内の臨床心理士、民間被害者支援団体又は医療機関によるカウンセリングの要否の確認 ○　犯罪被害給付制度の概要説明 ○　犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の説明 ○　警察による各種公費支出制度の概要説明 ○　警察以外の機関による支援制度の概要説明 ○　被害者等への事件概要等の説明 ●　その他被害者等の身体的又は精神的被害の状態等から署長等が特に必要と認める措置

別記第３号様式（第６の１の事項関係）　　（その２）

所属

管理番号	年	－	被害者	

	月　日	内　　容
支援内容		

００	００	610	被害者支援要員運用関係	１年

別記第４号様式（第７の１の⑴の事項関係）

第　　号
年　　月　　日

警察本部長（方面本部長）　殿

長

被害者支援要員派遣（延長）要請書

次の理由により、被害者支援要員の応援派遣を／の派遣期間の延長を要請します。

派遣（延長）期間	年　月　日から　年　月　日まで　日間
派遣人員	
派遣先	
事件（案）概要	
要請理由	
その他参考事項	

００	００	６１０	被害者支援要員運用関係	１年

注１　不要な文字は、削除して使用すること。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。